

農民の社会保障をめぐる若干の問題

田 端 光 美

はじめに

- 一、現行社会保障制度と農民
 - 二、農家における負担と給付
 - 三、農民年金案とその背景
- 附、諸外国における農民年金

むすび

はじめに

農家の生活水準は、その家計費水準からみると年々上昇をつづけ、昭和四十年には全国平均世帯員一人当り、一万五千円を示し、前年度に比べて一四・二%増加した。これに対し、全国勤労者世帯では一人当り一四万円に絶対額では依然優位であるものの前年対九・四%増にとどまる結果、勤労者世帯を一〇〇とする農家のそれは、三九年度七九・二から四〇年度には八二・五へと上昇し、両者の格差は縮少する傾向を示している。

農家における家計費水準の上昇は、農業生産力の上昇、農産物価格の上昇などによる農業所得の増大に支えられていることはもちろんであるが、それ以上に兼業所得の増大に依存していることは否定できない。だから、家計費の増加率をもっとも大きい階層は、農家というよりは賃労働者の性格をもつ〇・五ヘクター未満層であり、これに次いで二・〇ヘクター以上層が大きく、両端階層を山として中間層の停滞が特徴をなしている。

何れにしても、家計費水準の上昇は農家生活の個別消費部分の向上を反映していることは確かだ、住居の増改築も風呂場・台所の改善から、若夫婦・子供部屋へと進み、食生活においても蛋白質摂取量の増加がみられ、衣服もたんに眠る外出着より、合理的に平常着が充足されるようになった。また、耐久消費財の導入もテレビはもちろん、電気洗濯機、オートバイなど、一部では目立って増加している。

しかし、この様な消費の増大傾向が即ち生活水準の上昇であり、都市世帯との格差が縮少したといえるであろうか。そこには二つの問題

がある。

第一は、生活があくまでも消費資料の使用価値の実現である以上、家族員数の多い農民と少ない都市勤労者との一人当り消費支出額の差は消費水準の差異を正確には示さないし、また、それぞれの歴史段階に規定されてその生活諸関係は相異なるゆえに、両者を消費支出額だけで機械的に比較することは妥当ではない。したがってその格差を客観的に把握するためには、消費資料を耐久財と消耗財とに分け、労働力再生産の実質的水準を示す「生計費」と、感性的水準としての「生活費」の二様の指標でとらえられなければならない。^(注1)

第二は、都市勤労者と農民との生活水準の差は、すでに個別消費の段階ではなく社会的消費の視点からとらえられなければならないこと
福 社 会
で、これがこの小稿の課題である。農家の消費支出増大に寄与するものとして、耐久消費財導入の伸び率が大きいといわれるが、たとえばオートバイやライトバンは消費財であるより生産財であるし、また、農村には欠くことのできない交通手段でもある。一日に数回より通わないバスよりはるかに能率的であるし、時には急病人を町の病院へ運ぶ役割さえ担っている。すなわち、公的投資によって整備されるべき生活諸条件（この場合は交通手段、医療機関）が未整備ゆえに、個別の支出がこれを代替せざるをえないし、また、可能な限りこれを補充しようとしているのである。しかし、現代の社会生活を営む上で、個別的支出が代替あるいは補充しうる限界はそう遠からず、したがって社会的消費の比較がより重要な意義をもつのである。

事実、最近における大きな兼業化の必然性とその現実には、農家生活

の社会化傾向を一層おし進め、農民自身に都市勤労者との格差を自覚させる役割を果している。そこで、政府は政治的にもこの格差の解消を迫られるところとなり、農民の生活水準を他産業従事者に均衡させることを一つのねらいに構造改善事業を実施したのである。（もちろん構造改善事業のねらいはこれのみにとどまらない）。

農民に対する従来の政策は生産性向上による農業所得の上昇を重点としてきたので、すでに農業基本法第一章第二条に、「農村における交通・衛生・文化などの環境整備、生活改善、婦人労働の合理化などにより、農業従事者の福祉の向上をはかること」と述べながら、具体的には何の対策もたてられなかったに等しいといっても過言ではあるまい。

昭和四十一年二月、行政官理庁は「農村福祉対策に関する勧告」を行ない、「農村における福祉対策の立ち遅れは、広い意味での農業生産基盤の整備を遅らせ、農業構造の体質改善を阻害するとともに、農村の生活水準の向上をも妨げる大きな要因となっている」として、農村の社会、生活基盤の整備も強力に推進する必要性を指摘した結果、農林省、建設省ではそれぞれの立場から道路、住宅、上下水道など農村生活における環境整備事業をようやく開始した。先に農家生活研究所報告において施設、設備を中心とする社会的消費の増大傾向を若干明かにしたが、^(注2)勧告によってこれがさらに推進され、都市との格差も次第に縮小されることが期待される。しかし、生活基盤の整備はただ施設、設備のみではなく、制度にかかわる問題がある。永い間顧みられなかった農民の社会保障問題は、農業の生産性を確立する必

要も相俟って、今ようやくとり上げられつつある。そこで、迫られた農民の問題として、現行社会保障制度のもとでの位置を明らかにし、若干の問題を考察することにしよう。

一、現行社会保障制度と農民

一般に狭義の社会保障とは、社会保険と公的扶助の二つの制度から成立つものとして考えられるが、今、農民と都市勤労者の社会保障を比較しようとする時、さしあたってそれは社会保険に限って問題にすることがより妥当であると考える。なぜならば、公的扶助すなわち現行制度における生活保護法は、農民であろうと被用労働者であろうと区別することなく、全国民を同一制度のもとに包括しているからである。もちろん厳密に検討すれば、保護適用時の資格認定などに際して、生産手段の小所有者である農民をいかに処遇するかは技術的問題など、全く差異がないとはいえないにしても、それは基本的な差異ではない。

しかし、社会保障制度の中心をなす現行社会保険は、いろいろな保険が国民のいろいろなグループを対象として成立しているから、農民は自営業者であるか、被用者（さらにその種類によって）であるかによって適用される制度が厳然として区別されている。このように制度が多種類で、しかも不統一である現状は被保険者の負担および給付の差は当然であり、したがってその受益度が相異なることはこれまでも指摘されているところである。

現行社会保険を大別すると、(1)年金保険部門、(2)医療保険部門、(3)災害補償部門、(4)失業保険部門から構成されているが、さしあたり、

すべての農民が被保険者として加入できるのは年金部門と医療部門である。すなわち「国民皆保険」制度のもとで、被用者とは別の国民年金、国民健康保険であるが、受益度の差はこの両部門においてより大きく、総じて弱いといわれる所得再分配効果(注)がここでは一層低下する。本来、被用者保険に加入されるべき低所得労働者を自営業・農民と結びつけて国民健康保険、国民年金に包括することにより、資本が担うべき負担を、国民間相互負担に転嫁しているのである。

そこでこれらの保険部門の中に農民がどのように位置づけられているかを具体的にみることにしよう。

(1) 年金保険

昭和二十五年、すでに社会保障制度に関する勧告でとりあげられ乍ら放置されていた老後保障問題は、その後、旧来の家族制度の崩壊、医学の発達による長寿化の傾向とともに、一層切実な社会問題となるにおよんで、ようやく昭和三十四年国民年金法が成立し、農民、自営業者へも公的年金保険加入の道が開かれた。しかし、これは結果として、社会保障制度審議会の主張する統一的な年金制度の確立をむしろ阻止し、低所得者に対する所得再分配効果を低位におしとどめることになった。

昭和三十九年度末における国民年金加入者は一、九三二万人で、公的年金加入者の四六%を占めているが、昭和四十一年には加入者数は更に二、〇七二万人へと増加している。このうち、農業従事者の割合は明らかではないが、厚生省が行なった国民年金基礎調査によると、農林水産業者の割合は三八%であり、それから推計すると約七八七万

人、一戸当り約一・五人強が加入していることになる。これらの農民が、被用者の厚生年金に比較してどのような格差を余儀なくされているかは、既に、現行制度への批判としてしばしば指摘されているところであるが、まず、給付水準についてみると、四十一年六月改正後、保険料納付期間が二十五年の場合、夫婦あわせて一万円になり、同額の給付は厚生年金の場合納付期間二十年で満たされ、二十五年になれば一万二千五百円になるのに比べて依然国民年金は低位である。給付開始年齢は厚生年金が六十才であるのに対し、国民年金は六十五才とされているが、農民の場合とはくに、農業労働の厳しさによる農民の早老、都市労働者のように停年後軽労働に再就職することの不可能な農村の環境などを考える時、この五年の開きを簡単に見過ごすことはできない。農家社会保障研究会が東北、近畿一、三〇〇戸の農家について行なった世論調査の結果でも、現行六十五才を高いとするものが五三%（東北だけでは六五%）を占め、そのうち七五%が六〇才を希望している。

財源拠出における国庫負担率は、厚生年金は給付額の二〇%、国民年金は約三三%で、この限りでは国民年金が優位であるが、被保険者の立場からすれば、事業主負担分を持たない国民年金加入者ははるかに高い比率で負担することになる（国民年金は六七%、厚生年金は四〇%が被保険者負担である）。

加えて、拠出方式において厚生年金の場合には概ね所得比例方式であるが、国民年金は均一方式をとっている（現行三五才未満二〇〇円、三五才以上二五〇円）。国民健康保険が人頭割部分のほかに所得

比例的要素を含んでいることを考えると、年金の逆進性はより大きく、しかも均一額があがる毎に（昭和四十四年一月から月額五〇円上の予定であるが）この逆進性は強化されることになる。国民年金が均一拠出方式をとっているのは対象者に低所得層が多いことと、所得が把握しにくいことを理由としているが、次第に所得比例を考慮しなければならぬのは当然であり、年金基礎調査が行なわれるに到った。

(2) 医療保険

国民健康保険は戦前一九三八年農村恐慌後、当時の農村がいちぢるしく疲弊したため、農村出身兵士の体位低下を防ぐ目的で制定され、それが戦後「国民皆保険」計画のもとで一九五八年低い給付水準のまま改正法が制定されたのである。

厚生省の国民健康保険実態調査（昭和三十九年）によると、加入者総数に占める農林業者は約四八四万世帯（四二・六%）、二、二七一人（五一・九%）である。現在、国民健康保険の多くは市町村を被保険者として運営されているが、最近の就業構造の変化は農村部から都市への労働力流出、あるいは在宅兼業による被用者保険への切換えによって農村部の国保被保険者は年々減少している。その結果、もともと疾病率の高い低所得者や高齢離職者を包括して財政的に苦しい国保財政は、保険料の減収で一層苦境に追いこまれ、医療問題の根本的再検討が必要とされている。保険料の徴収において、多くの市町村があえて保険料ではなく保険税の形をとっていることは、たとえ被用者保険に比べて低額な負担でも、低所得者層にとっては決して軽微なものではなく、税としての義務感が与える徴収上の効果——とくに農民の場

合—を期待したものと見えよう。また、保険料負担が低額とはいふものの、三五年から三九年への負担料増加率は被用者保険が四〇%であるのに対し、国民健康保険は六〇%で、ここでも年金国様に、事業主負担のない分が被保険者にしわよせされてきている。

さらに、このように保険税(料)をなかば強制的に納めながら、農山村においては医療を受ける権利が保障されていないという社会的不平等を考えなければならぬ。医療機関が完備されていないか、あるいは自己負担分を懸念して止むをえず売薬を求め、重症になってはじめて医療を受けるため、当然医療費はかさみ、自己負担分もまた増加する。無医村に住んでも町村民としての保険料を納め、そして富山のくすり袋を頼り乍ら、適当な医療を受ける機会を得られず不幸な転帰に終ることさえあるのは、全く社会的矛盾というにほかならない。医療保険が現物給付であるだけに、そこから生ずる矛盾はある点では年金以上に大きいのであって、極端に言えば貧乏人が金持を養う保険という酷評さえ生れてくるゆえんである。

(3) 災害補償保険

労働者災害補償保険は従来労働基準法の適用される事業、すなわち、雇傭者のみを対象とした保険であったが、一九六五年十一月改正による特別加入制が、中小企業、一人親方などへも加入の道を開くに至って、農業従事者に対して一部適用が認められることになった。しかし、農民自身はもちろん、農林省としても農民の社会保障制度拡充の見地から、労災保険加入の道を大幅に認めるよう要望していたにもかかわらず、現状ではいちぢるしく制限されている。

特別加入の対象は作業の種類で規定され、動力耕耘機などの農業用トラクター、動力みぞ掘り機、自走式スピードスプレヤーなど(自走式防除用機械)、自走式動力刈取り機、コンバイン(自走式収穫用機械)、トラックなど(自走式運搬機械)を使って土地の耕作、開墾、植物の栽培採取作業をする者となっている。この結果、保険事故の対象が加入者の農作業全体でなく特定機械による作業に限られ、最近増加している農業による中毒、果樹もぎとり作業中の転落事故、家畜による災害などが認められない。また、土地の耕作という限定を受けるため、畜産、養蚕、林業などは認められず、農林省としては成長作目として酪農を奨励する上からも災害補償の枠が拡げられることを望んでいる。

しかし、この改正にしてさえ、労働者側は業態の特殊性からして農業災害の認定が困難であるとし、また、それに対する資料も不十分であるとの理由から消極的であったが、政治的配慮によって実現の運びとなったといわれる。この改正により、五八〇万農家のうち、二〇〇万戸に加入の道は開かれたと推定されているが、危険なのは走る農業機械だけではなく、定置型のものや農業中毒など全農民の問題として、そして根本的には政治的配慮などによる姑息な方法ではなく、農民の社会保障を拡充する見地から、農業災害を保障する制度でなければならぬ。

(4) 失業保険

自営農業が失業保険の対象にはならないのは我が国に限らず、I・L・Oの「社会保障制度の農業への適用」と題する論文の中でも、

「自営農は失業保険を除いては、農業被用者と同じ社会保障を必要としている」との一文がみられる。すなわち、農業労働は季節的に休閑せざるをえないにしても、循環的に毎年予定されたこの現象は、事故の発生に偶発性を要する保険の原理上疑問とされるからである。したがって、従来、農林水産業の事業においては法人事業主で五人以上の常用者を雇用する場合でも事務職員のみが当然の被保険者で、それ以外は事業主が労働大臣の認可を受けて、任意包括被保険者となった場合、被保険者となることができると規定されている。農業生産法人は主としてこれに該当するが昭和四十年七月現在、農業の任意加入は五、五三九事業所、被保険者数七、七三九人に過ぎない。昭和三十八年頃より北海道、山形などに農事組合法人をはじめとする農業生産法人の設立の動きが目立ったが、失業保険自当の法人設立として労働者から認可が大幅に保留されるに到った。

失業保険に関する農民のもう一つの問題は、季節受給者の問題である。ただこれは、農家人口とはいうものの家族労働力が対象化しうる耕地を持たず、しかも地元就業機会が得られないため止むなく季節出稼するものが対象であり、農業者に対する社会保障とはやや問題の性質を異にしている。年々増加する季節的受給者は主として積雪寒冷地の農山漁村からの出稼ぎ者で、この受給に対して労働者は昭和三十一年から不拡大方針をとってきた。しかし、これでは受給阻止が十分として、このような短期間の雇用で保険金受給をくり返す者に対しては、三回目から給付を半減するという改正案を提出した。とかく、積雪地帯の農民が冬期間出稼ぎして失業保険の受給資格を得、夏は自家

農業に従事するにもかかわらず、保険給付を受けているかのようになれるが、実際給付を受けている多くは夏期、北海道その他で主として建設現場で働らき、十一月から三月にかけて失業保険を受けているのである（労働省の調査によると、出稼ぎ者の七二（注）は四月・五月に就職し、九八（注）が十一月・十二月に離職している）。ということは、自家農業にとって必要な労働力が農閑期を利用して出稼ぎする場合と異なり、自家農業が生活の給源とはなり得ず、しかも適当な就業機会が得られないために出稼ぎするのであって、自然条件の制約が止むなく失業させているのである。もちろん一部には失業保険を利用して経営の合理化をはかる零細土建業者もあるといわれ、これがすべて農民の責任に転嫁されている。これらの農民にとって今回の法改正は大きな生活問題であり、法改正以前に冬期間の雇用対策その他がなされるべきであるとの意見から廃案となったのは当然といえよう。要するに小生産者としての農民の窮迫化が失業保険受給者の増加となって現れ、これに対して、失業保険法改正は低賃金労働者の創出をはかる役割を担わせられたものといえよう。

二、農家における負担と給付

次第に整備されつつある社会保障制度のもとで、現実には農家がどの様に給付を受け、また負担をしているかを詳細に示す資料は今のところ殆んどなく、やや古いが昭和三十五年度について農林省が農家経済調査から再集計した結果を示すと第1表のとおりである。もちろん、農家に限らず医療給付については含まれないので、厳密に給付と負担

農民の社会保障をめぐる若干の問題

第1表 社会保障制度による農家の給付と負担 (農家1戸当, 昭35)

経営階層 調査戸数(戸)		全 国	全府県	0.3ha 未 満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0 以上
		5,721	5,551	366	673	1,889	1,158	628	469
制度の 分類	常住 世帯 員数(人)	5.72	5.69	4.65	5.21	5.62	6.22	6.78	7.45
	給 付 (円)	文官等の恩給	2,174	2,196	4,064	3,772	2,077	779	574
旧軍人の恩給		1,171	1,201	2,253	1,031	1,362	488	685	656
文官等の共済組合の給付金		174	181	656	333	14	39	—	—
会社団体の恩給		146	152	165	328	197	48	21	—
文官等の退職金		1,809	1,884	8,968	629	11	144	—	—
会社団体の退職金		1,874	1,951	6,141	1,583	325	2,377	246	—
その他恩給的なもの		544	542	673	990	371	304	90	301
小 計		7,892	8,107	22,920	8,666	4,357	4,179	1,616	957
文官等の扶助料		159	163	331	—	165	142	128	—
旧軍人の扶助料		922	960	593	1,020	1,259	879	595	861
会社団体の扶助料	31	33	110	21	25	—	—	—	
国民年金給付金	1,043	1,082	731	1,110	1,285	1,062	1,248	975	
厚生年金給付金	70	73	122	22	65	43	18	—	
船員保険給付金	1	1	—	—	2	—	—	—	
失業保険給付金	497	470	632	615	438	555	30	18	
健康保険給付金	124	129	196	160	143	64	69	33	
児童福祉給付金	6	6	—	2	13	6	—	9	
身体障害者福祉給付金	88	86	60	123	86	105	92	83	
精神薄弱者福祉給付金	2	1	—	—	—	—	29	17	
災害救助法の救助金	205	214	15	219	37	364	839	20	
地方公共団体救護補助金	81	83	272	14	39	57	6	37	
社会福祉団体給付金	15	16	—	32	26	13	—	2	
日本学校安全会共済金	21	22	2	0	211	1	1	1	
戦傷病者戦没者遺族救護	2,365	2,432	2,691	2,613	2,343	2,652	1,527	1,781	
未帰還者留守家族引揚者授産	127	128	154	83	145	128	—	—	
生活保護法による給付とその他扶助	436	437	211	309	598	388	661	153	
小 計	6,193	6,336	6,170	6,343	6,880	6,459	5,243	3,990	
計	14,085	14,443	29,090	15,009	11,237	10,638	6,859	4,947	
負 担 (円)	健康保険料	511	529	747	621	515	525	383	320
	職員共済組合掛金	1,643	1,669	3,539	3,344	1,174	571	415	139
	厚生年金掛金	535	551	1,056	1,070	432	229	160	110
	恩給納金	378	390	775	660	330	146	60	60
	失業保険掛金	317	323	537	665	272	146	127	64
	労災保険掛金	43	44	133	43	23	14	18	—
	会社団体の退職積立金	85	89	153	404	25	10	25	9
	日本学校安全会共済掛金	4	4	3	4	4	4	5	7
	その他の社会保障的負担	431	449	642	937	383	256	202	162
	小 計	3,436	3,519	6,838	7,127	2,643	1,376	1,019	551
国民健康保険税	3,221	3,145	1,206	1,492	2,829	4,332	5,882	8,109	
計	7,168	7,193	8,791	9,240	5,987	6,233	7,294	8,980	

資料：農林大臣官房企画室が農家経済調査日誌簿から集計した結果

第2表 都市勤労者および農家における社会保障負担額の年次推移

	世帯員一人当総所得		世帯員一人当社会保障負担額		社会保障負担金の総所得に対する割合	
	農 家	都市勤労者	農 家	都市勤労者	農 家	都市勤労者
昭 32	千円 61.7 (78.6)	千円 88.3 (78.8)	千円 0.7 (53.8)	千円 2.3 (75.1)	1.2%	2.6%
33	64.3 (81.9)	93.3 (83.3)	0.9 (69.2)	2.5 (81.4)	1.4	2.7
34	69.6 (88.7)	100.3 (89.6)	1.0 (76.9)	2.6 (86.0)	1.5	2.6
35	78.5 (100.0)	112.0 (100.0)	1.3 (100.0)	3.1 (100.0)	1.6	2.7
36	88.8 (113.1)	128.3 (114.5)	1.8 (138.5)	3.5 (115.4)	2.0	2.8
37	103.3 (131.6)	146.2 (130.5)	2.2 (169.2)	4.2 (136.4)	2.1	2.9
38	118.2 (150.6)	163.3 (145.7)	2.6 (200.0)	4.8 (157.6)	2.2	3.0
39	136.1 (173.4)	184.2 (164.4)	3.0 (230.8)	5.4 (177.3)	2.2	2.9
40	157.6 (200.8)	200.0 (178.3)	3.9 (300.0)	6.4 (210.8)	2.5	3.2

資料：農家社会保障研究会「農家の社会保障に関する調査」
 農家については農林省「農家経済調査」、都市勤労者については総理府「家計調査」から算出している。

の関係を示しているとはいえないが、一応この範囲からみると、一・五ヘクター未満層では負担額を上まわる給付を受けている。

しかし、昭和三十六年から抛出制国民年金が発足したこともあって、負担額は年々増加する傾向となり、増加率では農家が都市勤労者世帯を上まわっている。

昭和三十五年を基準として、世帯員一人当総所得ならびに社会保障負担額の増加を比較すると、昭和四十年

には農家ではそれぞれ二〇〇、三〇〇へと負担の増加率が大きく、その開差は一〇〇となるのに対し、都市勤労者世帯では所得が一七八、負担額が二一一と何れも農家の伸びを下まわり、しかも開差は三三にとどまる(第2表参照)。したがって、総所得に対する社会保障負担額の割合は両者とも増大したが、農家のそれがより目立ち、都市との差は昭和三十五年の一・一から四〇年には〇・七に縮小した。

国民年金の発足がたしかに農民の社会保障問題を一歩前進させたとしても、この上昇率がすべて農業従事者の社会保障水準といえるであろうか。世帯員一人当りについて検討した第2表の結果は、農家世帯の農業従事者も農外就業者をも等しく平均した結果であるから、最近における農家世帯員の在宅兼業の増加を考える時、それは被用兼業化による分も含むのであって、必ずしも農業者のそれが上昇したとはいえない。この点を明確にすることは資料上極めて困難なため、さしあたって、農業地域別にその兼業化傾向に照応させ乍ら、考察を試みることにしよう。

農林省「農家経済調査」に国民年金の加人が明示されるようになった昭和三十七年以降についてみると、負担および給付額の増加傾向は地帯別により相違を示している(第3表参照)。もっとも増加の目立っているのは典型的な兼業地帯の近畿で、恒常的賃労働、職員勤務への就業率が高い関係から一人当り所得も最高額を示しているが、ここでは負担が二・八千円から五・〇千円へと二・二千円増で全国平均一・七千円増を上まわっている。これに対し、農外労働市場に遠い地域は何れも恒常的労働率が低く、その負担額は、北海道一・九千円か

農民の社会保障をめぐる若干の問題

第3表 農家における社会保障負担と給付 I (地域別)

	年次	1人当り所得(千円)	農外所得率(%)	世帯員1人当り社会保障負担額(千円)	社会保障負担額(%)	世帯員1人当り給付額(千円)	社会保障給付額(%)	社会保障給付額(千円)	参考=就業者数(人)	
									農家所得率(%)	社会保負担額(%)
全 国	昭37	95.5	48.6	2.2	2.3	2.2	2.3	102.5	2.16	0.58
	38	108.1	50.6	2.6	2.4	3.0	3.0	126.6	2.11	0.60
	39	124.1	52.2	3.0	2.4	3.4	2.7	113.7	2.06	0.64
	40	143.5	52.0	3.9	2.7	4.1	2.9	104.3	2.02	0.68
北 海 道	昭37	94.7	23.9	1.9	2.0	1.3	1.3	64.9	2.72	0.26
	38	118.6	21.0	2.1	1.8	2.2	1.8	102.5	2.56	0.25
	39	105.7	26.1	2.5	2.4	6.9	6.6	279.7	2.52	0.29
	40	139.4	20.0	2.9	2.1	2.9	2.1	98.8	2.47	0.29
都 府 県	昭37	95.6	49.6	2.2	2.3	2.3	2.4	104.2	2.15	0.59
	38	107.7	51.9	2.6	2.4	3.3	3.1	128.1	2.08	0.62
	39	124.9	53.0	3.0	2.4	3.3	2.6	107.4	2.05	0.64
	40	143.8	53.2	4.0	2.8	4.2	2.9	104.8	1.99	0.70
東 北	昭37	86.7	38.4	1.9	2.2	1.3	1.5	67.8	2.43	0.46
	38	98.2	40.1	2.2	2.2	2.0	2.0	90.8	2.38	0.51
	39	113.2	42.3	2.6	2.4	2.9	2.6	109.6	2.30	0.55
	40	131.2	40.5	3.4	2.6	2.6	2.0	77.2	2.25	0.59
北 陸	昭37	103.9	47.3	2.2	2.1	2.5	2.4	114.9	2.12	0.67
	38	118.7	50.0	2.6	2.2	3.6	3.1	139.0	2.05	0.74
	39	139.1	51.4	3.1	2.2	3.1	2.2	98.8	1.92	0.76
	40	157.9	52.5	4.1	2.6	7.7	4.9	185.9	1.89	0.85
関 東 東 山	昭37	97.6	45.5	2.1	2.2	1.6	1.6	74.8	2.24	0.63
	38	109.2	46.4	2.5	2.3	3.6	3.2	141.4	2.18	0.61
	39	127.0	49.6	3.0	2.4	2.4	1.9	81.2	2.13	0.67
	40	143.7	51.5	3.9	2.7	2.5	1.7	64.2	2.08	0.72
東 海	昭37	103.4	59.5	2.4	2.3	1.9	1.8	80.0	2.13	0.70
	38	120.6	60.0	2.8	2.3	3.0	2.5	107.2	2.10	0.69
	39	135.9	59.1	3.1	2.3	2.4	1.8	76.0	2.08	0.69
	40	152.3	59.6	4.1	2.7	3.5	2.3	85.6	2.06	0.73
近 畿	昭37	119.5	62.7	2.8	2.4	3.4	2.8	120.7	1.72	0.73
	38	133.3	65.3	3.5	2.6	3.7	2.8	106.9	1.70	0.82
	39	143.3	64.6	3.7	2.6	3.9	2.8	108.2	1.69	0.80
	40	166.1	67.3	5.0	3.0	6.3	3.8	126.0	1.64	0.90
中 国	昭37	97.1	56.9	2.5	2.6	4.4	4.6	177.3	2.01	0.69
	38	106.7	61.3	3.0	2.8	4.5	4.2	151.4	1.94	0.67
	39	130.4	61.1	3.4	2.6	5.5	4.3	161.4	1.88	0.76
	40	149.5	62.4	4.7	3.1	7.9	5.3	168.6	1.86	0.76
四 国	昭37	93.4	48.5	2.1	2.2	2.2	2.4	104.7	2.14	0.52
	38	99.1	54.6	2.5	2.6	2.4	2.4	93.7	2.03	0.56
	39	116.7	53.4	2.9	2.5	2.6	2.3	91.2	2.00	0.57
	40	141.4	53.8	3.9	2.7	2.6	1.9	60.1	1.90	0.68
九 州	昭37	78.4	44.7	2.0	2.6	2.4	3.1	120.0	2.12	0.46
	38	88.7	47.0	2.2	2.5	3.5	4.0	161.5	2.12	0.45
	39	101.4	48.7	2.7	2.6	3.8	3.7	142.6	2.06	0.49
	40	126.6	45.4	3.4	2.6	3.7	2.9	109.8	2.01	0.52

資料: 農林省「農家経済調査」から算出

備考: 北海道における昭和39年給付がとくに高いのは冷害に対する扶助のため

社 会 福 祉

ら二・九千円へ一・〇千円増、東北一・九千円から三・四千円へ一・五千円増、九州二・〇千円から三・四千円へ一・四千円増の増加に過ぎない。同様に給付額も全国平均では二・二千円から四・一千円へ一・九千円の増加に対して、近畿は三・四千円から六・三千円へと二・九千円増加し、反対に、北海道・東北・九州ではいずれも全国平均より低くなっている。

負担及び給付の増加が大きい地域では、農家所得に対する負担額もやや高い傾向にあるが、給付額の割合は無拠出の福祉年金、扶助額を含むために、兼業率との関係は明確には表われない。

しかし、負担及び給付の地域差がすべて兼業者と密接な関係があるとは限らないので、農外所得率の序列が明確である経営階層別にみると(第4表参照)、今、昭和四十年の場合、兼業率の高い零細層は負担額五・二千円、給付額五・七千円で、何れももっとも高い。給付額は上層になる程低下するが、負担額は一・〇以上一・五ヘクター層を最低にして、一・五ヘクター以上層は若干増加する。これは、農外所得に対応する負担額の減少が国民健康保険の所得割負担に相殺される関係とみられるが、負担額の農家所得に対する割合は上層程低率である。しかも昭和三七年から四〇年への増加は、給付負担ともに零細層程顕著である。この

第4表 農家における社会保障の負担と給付 II (経営階層別)

		1人当所得 (千円)	農外所得率 (%)	世帯員1人	社会保障	世帯員1人	社会保障	社会保障給付額
				負担額 (千円)	負担率 (%)	給付額 (千円)	給付率 (%)	社会保障負担額 (%)
平均	昭37	95.6	49.6	2.2	2.3	2.3	2.4	104.2
	38	107.7	51.9	2.6	2.4	3.3	3.1	128.1
	39	124.9	53.0	3.0	2.4	3.3	2.6	107.4
	40	143.8	53.2	4.0	2.8	4.2	2.9	104.8
0.3 ha 未満	昭37	97.3	86.6	3.0	3.1	3.9	4.0	130.8
	38	113.9	87.4	3.6	3.1	5.7	5.0	160.7
	39	141.8	88.6	4.0	3.1	6.1	4.8	153.3
	40	145.9	88.3	5.2	3.5	5.7	3.9	109.9
0.3 } 0.5	昭37	94.1	75.7	2.6	2.7	2.9	3.1	113.3
	38	108.0	76.6	3.1	2.9	4.0	3.7	130.5
	39	127.7	78.1	3.7	2.9	3.9	3.0	105.1
	40	145.9	78.6	4.8	3.3	5.7	3.9	118.9
0.5 } 1.0	昭37	89.8	50.2	2.0	2.3	2.3	2.6	114.5
	38	101.1	53.5	2.4	2.3	3.0	2.9	125.4
	39	117.0	54.7	2.8	2.4	3.4	2.9	118.0
	40	136.4	56.7	3.7	2.7	4.0	3.0	108.9
1.0 } 1.5	昭37	94.8	30.9	1.9	2.0	1.6	1.7	83.0
	38	105.1	33.5	2.1	2.0	1.8	1.8	86.4
	39	122.1	34.3	2.5	2.1	2.4	2.0	95.9
	40	139.5	35.1	3.2	2.3	2.4	1.7	73.5
1.5 } 2.0	昭37	101.1	22.2	1.9	1.9	1.5	1.5	78.7
	38	112.2	22.9	2.1	1.9	1.3	1.2	62.4
	39	126.6	23.2	2.4	1.9	1.6	1.3	67.1
	40	147.7	24.3	3.3	2.2	1.9	1.3	59.5
2.0 以上	昭37	116.3	14.8	2.0	1.7	0.8	0.7	39.0
	38	126.6	16.0	2.2	1.7	1.2	0.9	54.3
	39	142.3	16.4	2.7	1.9	1.5	1.0	55.2
	40	168.2	16.2	3.5	2.0	1.6	1.0	45.9

資料: 農林省「農家経済調査」から算出

備考: 北海道を除く都府県

農民の社会保障をめぐる若干の問題

ような経営階層による差が所得に比例する部分より、兼業率と大きな関係があると考えられるのは、今、一人当たり所得がほぼ等しい〇・三〜〇・五ヘクタール層と一・五〜二・〇ヘクタール層を比較すると、昭和四十年の所得がそれぞれ一四万六千円、一四万八千円でほぼ等しいのに対し、負担額は四・八千円、三・三千円、給付額は五・七千円、一・九千円で大きな差を示しているからである。もちろん〇・三〜〇・五ヘクタール層には無拠出の扶助金も含まれると思われるが、この給付額の差はそれだけではないと考える。ちなみに両者の農外所得率はそれぞれ七九%、二四%で、〇・三〜〇・五ヘクタール層の農業依存率は極めて低い。

このように、零細層の負担、給付の増大が被用兼業従事によるものであることは、社会保障負担額を被用者保険分と地域保険分である国民健康保険および国民年金分に分割すると、世帯員のうち被用者保険が適用される職員勤務、恒常的賃労働従事者の人数、その労働時間および所得の割合に、ほぼ対応していると思われる(第5表参照)。〇・五ヘクタール未満層と二・〇ヘクタール以上層の社会保障負担額がほぼ同額であるが、いうまでもなく零細層では被用者保険の割合が大で、経営規模が大きくなるにしたがってその構成は逆転する。すなわち、賃労働者の性格の強い零細農家は被用者保険の恩恵を受け、農業者としての上層農家は国民年金、国民健康保険のもとに劣位の条件を余儀なくされているのである。したがって、もし農家の社会保障水準を都市労働者と兼業従事者に限って比較するならば、その差は一層拡大することにあり得よう。

第5表 兼業と社会保障負担額との関係

		就業者数(人)		職員勤務時間	職員勤務収入	社会保障負担額(千円)		
		農業・自営業 臨時労働	恒常的労働 職員勤務	恒常労働時間 家族労働総時間 (%)	恒常労働収入 農家所得 (%)	計	国民年金・ 国民健康保険	被用者保険
地域別	全国	2.02	0.68	27.5	35.8	20.8	11.0	9.8
	北海道	2.47	0.29	11.5	12.2	16.0	12.7	3.3
	北海都府	1.99	0.70	28.1	36.6	21.0	10.9	10.1
	東北	2.25	0.59	22.9	24.9	20.3	13.4	6.9
	関東・東山	1.89	0.85	32.9	35.6	22.0	12.3	9.7
	近畿	2.08	0.72	28.3	36.0	21.2	11.2	10.0
	中国	2.06	0.73	28.7	39.3	21.5	11.1	10.4
	四国	1.64	0.90	38.1	52.1	24.6	7.5	17.1
	九州	1.86	0.76	31.8	44.6	22.6	9.7	12.9
経営規模別	0.3ha 未満	1.90	0.68	26.5	35.7	19.1	10.2	8.9
	0.3~0.5	1.04	1.02	53.8	70.5	23.2	5.1	18.1
	0.5~1.0	1.40	0.97	44.3	60.2	23.3	7.4	15.9
	1.0~1.5	2.00	0.73	28.6	37.3	19.2	10.1	9.1
	1.5~2.0	2.54	0.45	16.1	18.8	18.5	13.7	4.8
	2.0 以上	2.86	0.36	11.4	11.8	20.0	16.8	3.2
	3.14	0.22	8.1	7.3	23.3	20.9	2.4	

資料：農林省「農家経済調査」から算出
備考：経営規模別は北海道を除く都府県

ここで留意しなければならないのは、恒常的労働者がすべて被用者保険の被保険者でありえないことが、農村地帯では多いことである。経営規模別にはほぼ対応している社会保険負担額の構成比と恒常的労働の關係が、地域別にはそれほど明確でない事實はそれを一因としていたるものと考えられる。一口に恒常的賃労働といっても、その実態は地域によってかなり質的に異なり、この点について農家社会保障研究会が、農村地域として岩手・山形両県、都市近郊地域として京都府・兵庫県について農家経済調査の再集計を行なった結果、「農業就業者の国保加入率と恒常的勤務者の被用者保険加入率がそれぞれ高くなることは当然のことなのであるが、いずれの就業状態のものについても、純農村的地域の方が都市近郊的地域よりも国保加入率が高く、被用者保険加入率が低いと述べている。さらに、恒常的勤務者および非就業者の方が、農業就業者の場合よりも地域差が大きいことを指摘している。すなわち、一応恒常的勤務者ではあるものの、純農村的地域では医療保険制度もない零細不安定な職場が多いと考えられるのである。

昭和三十五年の結果では、負担に対しての給付額はかなり高く、一・五ヘクター以上層ではじめて給付額が下まわったが、拠出制国民年金が発足して以来、保険料納入のみで給付が始まらない現在、負担と給付の相対比は全国平均で大幅に低下した。しかも相対比が一〇以下を示すのは三十五年に比べて一階層下降し、一・〇～一・五ヘクター層以上となっている。

三、農民年金案とその背景

国民年金制度の発足で農民にも年金加入の道が開かれたが、低所得層を対象とする国民年金では掛金も少額であり、したがって給付も厚生年金に劣るということをも一つの理由として、農民だけを対象とする農民年金案の構想がクローズアップされてきた。しかし、農民年金が当面する農政の課題を遂行する一端を担わされていることにこそ、より深い意義がある。

一般に、農民年金といわれているものには大別して二つの系統がある。

第一は、農家生活の社会化が進むにつれて目立ってきた都市勤労者との生活条件の格差の中でも国民年金に包括される農民の老後保障が被用者に比べて劣るということをも根底にしたものである。周知のように最近における農家労働力の著るしい減少は、若年労働力の需要に比べてあかつきまで

第6表 労働力人口の年齢構成 (昭40, %)
() 内は男子のみ

	全 産 業	農 林 業	非 農 林 業
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
15~19	8.1 (6.9)	4.4 (5.8)	8.5 (7.2)
20~24	15.1 (13.9)	5.6 (5.5)	16.5 (15.8)
25~29	12.5 (13.7)	8.2 (7.1)	12.5 (15.2)
30~39	24.6 (26.0)	23.6 (20.9)	22.7 (27.2)
40~54	24.8 (23.7)	29.8 (26.1)	21.1 (23.1)
55~64	10.0 (10.6)	17.0 (19.5)	7.0 (8.5)
65~	4.8 (5.3)	11.3 (15.2)	2.5 (3.0)

資料: 労働力調査

農民の社会保障をめぐる若干の問題

第7表 農家戸数および人口の推移

		実数(千人)			年次推移 昭30=100		増減数(千人)		増減率(%)	
		昭30	昭35	昭40	昭35	昭40	昭30~35	昭35~40	昭30~35	昭35~40
農家数	全国	6,042.9	6,056.6	5,664.8	100.2	93.7	13.8	-391.9	0.2	-6.5
	都府県	5,806.1	5,823.0	5,465.8	100.3	94.1	16.9	-357.2	2.9	-6.1
	東北	761.3	785.9	771.2	103.2	101.3	24.6	-14.8	3.2	-1.9
	関東	943.8	937.8	885.8	99.4	93.8	-	52.1	-0.6	-5.6
	北陸	451.9	449.1	427.8	99.4	94.7	-	21.2	-0.6	-4.7
	東山	310.1	306.4	293.3	98.8	94.6	-	13.0	-1.2	-4.2
	東海	666.3	658.1	613.2	98.8	92.0	-	44.8	-1.2	-6.8
	近畿	617.7	607.0	563.3	98.3	91.2	-	43.8	-1.7	-7.2
	中国	644.7	640.4	591.5	99.3	91.8	-	48.9	-0.7	-7.6
	四国	398.9	391.9	357.1	98.2	89.5	-	34.8	-1.8	-8.9
	九州	1,011.6	1,046.4	962.6	103.4	95.2	34.8	-83.8	3.4	-8.0
北海道	236.8	233.6	199.0	98.7	84.0	-	34.7	-1.3	-14.8	
農家人口	全国	36,468.2	34,546.3	30,114.0	94.7	82.6	-1,921.9	-4,432.3	-5.2	-12.8
	都府県	34,918.3	33,111.3	28,988.3	94.8	83.0	-1,807.1	-4,123.0	-5.2	-12.5
	東北	5,289.4	5,114.7	4,558.4	96.7	86.2	-174.7	-556.3	-3.3	-10.9
	関東	6,011.8	5,684.9	5,026.1	94.6	83.6	-326.8	-658.8	-5.4	-11.6
	北陸	2,737.8	2,587.8	2,311.7	94.5	84.4	-150.1	-276.1	-5.5	-10.7
	東山	1,768.0	1,638.1	1,459.3	92.7	82.5	-129.9	-178.8	-7.3	-10.9
	東海	3,949.8	3,710.0	3,286.2	93.9	83.2	-239.6	-423.8	-6.1	-11.4
	近畿	3,403.0	3,193.4	2,828.1	93.8	83.1	-209.6	-365.4	-6.2	-11.4
	中国	3,555.6	3,343.9	2,357.7	94.0	80.4	-211.6	-486.3	-6.0	-14.5
	四国	2,285.2	2,099.6	1,771.9	91.9	77.5	-185.6	-327.7	-8.1	-15.6
	九州	5,917.6	5,738.7	4,888.9	97.0	82.6	-178.9	-849.9	-3.0	-14.8
北海道	1,549.9	1,435.1	1,125.8	92.6	72.6	-114.8	-309.3	-7.4	-21.5	

資料：農林省「農林業センサス」

もが農業を将来性のないものと見限って流出している現実を如実に示し、この結果、農林業従事者の老令化がいちぢるしくなり(第6表参照)、このままでは農業生産の低下さえ案じられるに到っている。そこで、日本農業にとって必要な労働力が、農業を魅力あるものとして専念できるように、農業従事者に対しても他産業従事者並みに社会保障を充実しようとするいわゆる老令年金である。

第二は、農業構造近代化のために離農促進の手段として、すなわち「政策年金」といわれる離農年金である。

そこでまず、農民年金案がどの様な背景のもとで、どのように経過しているかを検討しながら、この二つの考え方を明らかにしていこう。

農業社会保障制度——とくに年金については、昭和三十七年頃から既に検討しはじめられていたが、それが積極的になったのは昭和四十年、とくに、厚生年金の改正によって「一万円年金」が実現する頃である。厚生年金と国民年金との給付の差を付加年金という形で上乘せして農民に給付し、都市勤労者に比べて低い生活水準の向上を実現すると同時に、こうして年金給付額を高くすることによって農民の老後保障ができるようになれば、老令者の離農がよ

り円滑に進められると考えたのである。すなわち、予想通りに進まない離農対策としての一面が前景に打ち出されたわけである。

政府はすでに農業基本法において、自立農家の育成をねらいとする農地信託制度（これは農地改革の基本理念である自作農主義の破綻を示すものであるが）を新設し、農地を手離すことには消極的な兼業農家の耕地を農協などに信託し、農協はこれを組合員に貸付けたり、必要に応じて売り渡して、経営規模の拡大をはかり、自立経営を育成しようとした。一方、「農業従事者およびその家族がその希望および能力に従がって適当に職につくことができるよう、助成すること」を基本法は加え、離農を期待している。

たしかに昭和三十年代後半の農家人口減少はそのテンポを増し、農家数もまた減少して、農業就業人口減少率と農家戸数減少率との相関は、前半に比べて次第に高くなった（第7表参照）。しかし、この時期における労働力流出は余剰労働力の排出というより、全階層的な若年労働力の流出であって、農業所得のみで他産業従事者所得に均衡する「自立経営農家」の実現は期待に反して一層困難になっている。

農業基本法の中核であった農地信託制度の利用は、昭和三八年度三一件（一三ヘクタール）、三九年度七八件（三二ヘクタール）、四〇年度五三件（三一ヘクタール）に過ぎず、農家戸数の減少も進んだとは

第8表 脱農家の構成 (%)

		昭 37	38	39	40
脱 農 家 数 (戸)		85,957	84,770	84,920	88,580
階 層 別	計	100.0	100.0	100.0	100.0
	0.3 ha 未満	62.5	60.9	59.9	62.2
	0.3~0.5	18.5	20.0	20.2	15.1
	0.5~0.7	8.7	9.2	9.2	6.8
	0.7~1.0	5.2	5.2	5.8	2.7
	1.0 以上	5.1	4.7	4.9	3.2
理 由 別	やとわれ兼業増加	17.2	18.5	20.6	—
	自営兼業開始	13.6	14.9	15.0	—
	労働力不足	13.0	9.7	9.8	—
	老令, 病弱, 耕作不能	16.4	19.6	19.0	—
	生活資金獲得	8.2	7.0	5.1	—
	その他・不明	31.6	30.3	30.5	—
耕地の処分別	耕地として売却	26.0	24.2	22.3	20.0
	その他の売却	15.1	17.4	16.3	9.1
	小作地返還	15.6	18.0	14.7	10.4
	貸付	25.9	24.4	24.9	28.0
	耕作放棄	6.4	14.1	7.4	11.9
	その他・不明	11.0	11.9	1.4	20.6
脱農後の居住	同一場所	59.2	63.8	66.6	79.0
	他所に転出	40.3	36.2	33.4	21.0

資料: 農林省「農家調査結果報告」
北海道を除く都府県

いうものの、うち八〇%は〇・五ヘクタール未満層で、その自作地売買、あるいは小作地返還、耕地貸付などは都府県では何れも零細地片の移動に過ぎないから、期待された農地の流動化への効果はなかったに等しい（第8表参照）。しかも、耕地の売渡しとなるとたとえ零細地片でも、多くは農外就業の不安定さ、あるいは財産的保有傾向の根

第9表 農家および経営耕地の階層構成

		0.3ha 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0 以上	
農家	昭和35~40年農家数の増減率()は増減率	戸 -134,810 (-10.6%)	-37,984 (-3.8)	-144,384 (-7.6)	-56,398 (-5.6)	3,085 (0.8)	8,508 (5.8)	5,171 (9.6)	5,020 (14.0)	
	階層構成	昭35	21.8%	17.1	32.8	17.2	7.0	2.5	0.9	0.6
		昭40	20.7%	17.5	32.3	17.3	7.5	2.9	1.1	0.7
経営耕地	昭和35~40年耕地の増減率()は増減率	ha -22,061 (-9.9%)	-20,334 (-5.2)	-116,801 (-8.4)	-72,297 (-6.0)	3,778 (0.5)	17,506 (5.4)	13,566 (9.4)	20,019 (15.6)	
	一戸当面積	昭35	18 ^a	39	73	121	170	220	269	358
		昭40	18 ^a	39	72	121	170	219	269	363

資料：農林省「農林業センサス」より算出

強さが阻止的役割を果している。したがって、昭和三十五年から四十年への農家構成の変化は、一・五ヘクタール未満層の減少、それ以上層の増加となつて二・〇ヘクタール以上層の占める比率は四・〇%から四・七%へわずかに増大しているが、一戸当経営耕地面積は三〇ヘクタール以上層がわずかに拡大されたのみで、経営規模拡大への寄与率はいちぢるしく低い(第9表)。そこで政府は農地の流動化を促進するために、昭和四十年第四十八国会に「農地管理事業団法案」を提出している。これは農地

の売買、貸借を斡旋して兼業農家の離農をすすめ、これによって自立專業農家の経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有が合理化される様に農地の権利移動を円滑ならしめようとしたのであるが、審議未了となり、翌年、再度上程されたが廃案となった。

この過程において、離農者に対する対策が不十分では農民は土地を手放したがらず、構造政策の効果が上がらないとして、離農年金の性格が打ち出されたわけのである。そして、「農地管理事業団法案」という一つの離農手段が廃案になった今、離農年金は有力な手段となつたのである。しかし離農促進という性格を前面に強くおし出すことは農民感情を無視すると同時に、財政的に困難である事情もあつて、その後発表された「構造政策の基本方針」では老令保障を加味しながら構造政策の推進をになう経営移讓年金が一案として考えられている。

何れ国民年金審議会の答申を経て具体化することになるが、社会保障の一元化が問題になっている折から、現行制度との関連もあつて農民年金の発足にはいくつかの問題が残されている。離農を促進する離農年金は——これは必ずしも年金とは限られない——離農後の生活保障をするものとして無拠出の年金が考えられ、一方、農民老令年金は老後の保障を都市勤労者なみの水準に高めるものとして所得に応じた拠出制がとられるとすれば、経営移讓年金の場合には両者をどのように組合せるかが新たな問題である。

老令年金、離農年金の両者を併設するか、何れか一方を選ぶか、あるいは融合的な経営移讓年金にするかは今後にまたれるが、国民年金の「付加年金」制度との関係もあつて、まず、農民だけを国民年金か

ら分離して独立制度を設ける必要の是非から検討される場合、独立制度になると、老令者の多い農民は掛金負担がかなり重くなるという問題もある。「付加年金」制度は国民年金が軌道にのった上でとり上げるべきものとして、国民年金法に「被保険者は、別の法律」の定めにより、付加保険料を払い込んで老令年金に合わせて付加年金を受給することができると規定されているが、これがどこまで農民老令年金案と一致するかにより、場合によってはさらに離農年金的な追加支給が考えられることもありうる。農林省の委託による「離農問題調査会」の報告は、特殊な地帯を除いて現在までの離農世帯は「零細な第二種兼業農家」であり、その世帯の雇傭条件や生活条件は一般よりむしろ恵まれた農家であることを明かにし、さらに、「農地を財産として保有する志向が強いことから考えても、老令者の社会保障が貧弱なことが離農問題につよくからまっている」と結んでいるが、年金に対する政府のねらいはこれからということが出来る。

附 諸外国における農民年金

一般に我が国に比較してヨーロッパ諸国の農業者に対する社会保障は進んでいるが、農業近代化の過程で農民年金は一層重要な問題となった。我が国がどのような制度をとるかを検討するにあたって、ヨーロッパとくにフランス、西ドイツの制度が少なからぬ役割を果たしている。参考にこれらの国の制度を概観し、参考に供することにする。

農業者に対する社会保障は大體三つの型に分けられ、一つは、農業

自営者に対する特別制度をもつもので、フランス、西ドイツ、オーストリア、イタリア、ルクセンブルグである。次に、農業自営者を含めて全自営者に対する特別制度をとるのがベルギーで、当然、農業労働者は一般被用労働者に含まれる。もう一つは自営業全体、被用者すべてを含めた一般制度に包含されるもので英国、アイルランド、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、オランダ、スイスの各国がこれにあたる。老令年金とは別に無拠出制離農年金制度を持つのは現在フランス、英国、ベルギー、オランダであるが、老令年金との関係は各国それぞれ、特徴をもっている。

(a) フランス

フランスの農業社会保障制度は西ドイツとともに農業だけの特別の制度、機構、財政をもち、現在、世界でももっとも完備したものとされるが、給付の種類、給付額、資格とともにE・E・C諸国で第一位である。農業老令保険年金は、賃金を取得しない自営業者の老後保障として、独立会計をもつ農業社会保障特別予算(財源は加入者の拠出金、農外部門からの移転および公共資金)よりまかなわれ、離農終身年金は、農業構造改善を目的とするので無拠出制とし、農業予算の一部として創設された農業構造改善社会基金で運営される。

老令年金の給付条件

- ・最低十五年間農業自営者として従事し、最低五年間保険料を納入すること。
- ・給付開始は六五才とするが労働不能の場合は六〇才以上。
- ・掛金Ⅱ人頭割掛金(年々増額され一九六五年には三〇フランⅡ約二、二

〇〇円)と土地割掛金及び補足掛金。

・給付Ⅱ基本引退年金(一九六五年度から年額六〇〇フランⅡ約四万三〇〇〇円)、補足引退年金、老令手当(経営主およびその配偶者以外の家族従業員)。

このような老令年金では農業構造改善への寄与は極めて少ないという理由で、一九六三年新たに離農年金制を発足させ、最低一、二〇〇フラン(約七万七〇〇〇円)、最高二、〇〇〇フラン(一四万五八〇〇円)の範囲で支給することになったが、これは老令(六五才)に達した時、経営を譲渡することが給付条件となっている。しかし、追加支払なので農業老令保険年金はもちろん、生活困窮世帯の場合は扶助手当もそのまま維持される。さらに、販売を目的としない家計補充なら若干の土地耕作さえ認められる。これを「自活経営」とよんでいる。

(b) 西ドイツ

フランスと同様に自営業者と家族は独立した農業社会保障制度をもち、農業労働者は他産業の被用労働者と同一である。西ドイツの農業はフランスと比べて農業人口の減少が大きく、日本と同様に農家の後継者不足、経営の老令化が深刻な問題となってきた。したがって、単に経営の若返りを進めようとするもので、フランスのように直接、土地の流動化を促進しようとするものではない。だから、これは農業政策の課題を遂行していくための一つの社会経済的手段であるという見方が強く、一方農民は政府のおくりものぐらいに考えているといわれる。西ドイツの特徴は、この老令年金を受けるためには経営の譲渡が条件になっていることである。

・給付開始Ⅱ六十五才で労働不能の場合は五十五才。

・掛金Ⅱ一カ月当り十二マルク(約一、〇八〇円)一八〇カ月すなわち十五年間の拠出金を納付すること。

・給付Ⅱ夫婦の場合は一〇〇マルク(約九千円)、独身者は六五マルク(約五、八〇〇円)。

この給付額一〇〇マルクは経営の大きな層では小遣い程度に過ぎず、小さな層では生活費として役立つ金額ということで、経営譲渡には結びつかず、矢張りフランスのように直接離農促進する制度が必要ではないかということが、問題にされている点である。

(c) イギリス

一九四六年、ビバレッジ報告を基礎とする国民保険法が成立後、農業自営業もすべてこれに包括され、男子六五才、女子六〇才以上で一定の条件をそなえていれば老令年金が支給される。これとは別に、農業の経営規模拡大を目的とする離農年金が制度化され、離農者に対する助成として譲渡された経営面積に応じた補助金が転職資金として給付される。農業を隠退する老令者にはこのような補助金よりも終身年金をというように、特徴は譲渡時の年令に対応して給付が三段階になっていることである。すなわち、

・五五才以下Ⅱ一時金五〇〇ポンド(約五十万)と一エーカー当り十五ポンド(約一万五千元)。

・六五才以上Ⅱ年額一〇〇ポンド(十万円)と一エーカー当り年額一ポンド(約千円)の終身年金。農業経営者として再び農業に従事することがないことを条件とする。

・五五～六五才Ⅱ五五才以下の一時金と六五才以上の年金から選択する。

(d) ベルギー

自営業者と農業労働者が厳密に区別され、自営業者を対象とする社会保障制度は一九五六年に成立、一方、農業構造改善を目的とする離農年金制度が一九六五年制定されて「農業改善基金」が設けられている。ベルギーの特徴はこれら両者の併給が認められないことで、離農年金は受給者が老令年金受給年令に達した時中止される。離農年金の給付条件は経営を自立可能な経営に譲渡する事を前提にしている。

・給付開始 四〇才以上、年間農業所得が一定額すなわち二五、〇〇〇ベルギーフラン（約十八万円）以下。

・受給期間 五年間

・給付額 年額、二四、〇〇〇ベルギーフラン（一七万三千円）以上。

自営業者を対象とする自営者年金制度の給付条件は

・給付開始 男子六五才、女子六〇才で、男子は四五年、女子は四〇年掛金納付済のこと。納入年数不足の時は減額。

・掛金 年間一、五〇〇ベルギーフラン（約一万八百元）を最低に所得累進制。

・給付額 平均収入の七五％が算定されるが、最高額夫婦の場合は二四、

〇〇〇ベルギーフラン（約一七万三千円）、独身一六、〇〇〇ベルギーフラン（約一萬五千円）。

離農促進の観点からはさらに、受給年令の引下げ、最高所得限度額（二五、〇〇〇ベルギーフラン）の引上げが検討を要されている。

む す び

これまで被用者保険と地域保険である国民年金、国民健康保険は制度としては比較され、後者の低位性が常に指摘されてきた。しかし、適用を受ける側——とくに農民——の立場から問題 矛盾が具体的に

されることはきわめて少なかった。それは、社会保障が労働力の再生産を保障するものとして資本対賃労働の場で、いいかえれば、賃労働者の権利として資本家の利潤と対抗する関係の中で要求拡充されてきたからである。

したがって、独立した小生産者である農民は公的扶助部門を別とすれば、保険部門では否応なしに放置される結果となり、その低位性は公的扶助によって補充されてきたということが出来る。しかし、日本経済が「成長」政策をおしすすめる過程において農民の相対的窮迫化は深刻となり、これがひとり農民だけでなく、資本にとっても無視できない問題となるに及んで、やうやくひとりあげ顧みられることになったのである。とくに、農民年金は、農業構造改善事業に推進する上に欠くことのできない手段として、先進諸国にとっても共通の問題であった。

社会保障制度の中で老令年金の分野は、一般制度以前に特定の労働者に対しては特定の制度が設けられた国が多い。農民年金が一般制度の中に包括されるか、一般制度にかわるものとして特別制度をとるか、あるいは補足的な特別制度のいずれをとるかは、それぞれの国の事情によるとしても、それは、農民もまた健康で文化的な生活を営む権利として社会保障制度の一環で確立されなければならない。にもかかわらず、現実には資本の論理が貫徹する中で、厄介視された農業への対策として避け得られなくなった結果に他ならない。前述の様に「農地管理事業団法案」は廃案になったものの、それに代るものとしての「構造政策の基本方針」が、やがて法律化され政府の離農政策を推進

する役割を果たすことになるであろう。今、農民年金をはじめとして農民の社会保障に対するかれらの主体的要求運動が一層重要となるのである。

(注1) この点については、塙遼一「変革期の日本農業」(未来社) 第四部Ⅲ「消費支出の増大と階層分解」および塙・好本・田端「農民生活の地帯的特質に関する研究」第二部(本学農家生活研究所報告)を参照していただきたい。

(注2) 拙稿「社会的消費の増大傾向と農民福祉」(農家生活の地帯的特質に関する研究第三部)。

(注3) 久保まち子「日本における社会保障制度と所得の再分配」(季刊社会保障研究第一巻二号)。

(注3) 労働省「季節労働者である失業保険受給者の実態調査結果」―昭和三十九年三月。

(注4) 農家社会保障研究会「農家の社会保障に関する調査」―昭和四十二年。

(注5) 離農問題調査会「離農問題に関する調査」―昭和四十二年。

その他参考資料

農林省「年金制度に関する資料(国内)」

農林省「西欧諸国の年金制度に関する資料」

労働省「失業保険制度の現状と問題点―昭和三十九年」

農政調査会「農業老令、離農年金制度(フランス)」

(なお、印刷中に農林省は経営移讓年金の見通しを明らかにしたこと、イギリスの給付金についてはポンド切下げ以前の円貨換算であることを付記する)

寄 贈 雜 誌 一 覧 表

国際基督教大学	学 報	東京大学経済学部	経済学論集
弘 前 大 学	{研究紀要 人文社会 学 報	都立大学人文学部	人文学報
慶 応 大 学	{三田学会雑誌 社会学研究科紀要	東北福祉短大	東北福祉短期大学論叢
九州大学	経済学研究	東 洋 大 学	社会学部紀要
九州大学法学部	法政研究	同志社大学	人文学
九州大学産業労働研究所	産業労働研究所報	同志社大学経済学部	経済学論集
北九州大学	商経論集	同志社大学 人文科学研究所	社会科学
立 教 大 学	{経済学研究 応用社会学研究 文学部社会科学研究紀要	名古屋市立大学経済学部	オイコノミカ
国立精神衛生研究所	精神衛生研究	奈良女子大学社会学部	社会学論集
家裁調査官研修所	調 研 紀 要	日本大学商学部	商学集志
大原社会科学研究所	資料室報	日本福祉大学	研究紀要
日本福祉大 社会福祉研究所	福祉研究	日本社会事業大学	社会事業の諸問題
立命館大人文学研究所	人文科学研究所紀要	法 政 大 学	{社会労働研究 経営志林
国民経済研究協会	国民 経 済	明治学院大学	明治学院論叢
社会保障研究所	季刊社会保障研究	横浜国立大学	エコノミア
三菱経済研究所	季刊調査と研究	琉 球 大 学	文理学部紀要
大阪市立大経済研究所	研究と資料	青山学院大学	青山経営論集
法務総合研究所	研究部紀要	東京女子大学	経済と社会
愛知県立女子大学	児童福祉研究	富士短期大学	富士論叢
大阪市立大家政学部	社会福祉論集	立 正 大 学	文学部論叢
大阪女子大学	社会福祉評論	仏 教 大 学	社会学部論叢
大阪社会事業短大	社会問題研究	北星学園大学	北星論集
金 沢 大 学	{法文学部論集 教養学部論集	金城学院大学	金城学院大学論集
関西学院大学	{社会学部紀要 論 攷	神奈川県立せりがや園	せりがや園紀要
京都府立大学	学術報告 (理学家政学)	兵庫県中小企業 労使センター	労働研究
駒 沢 大 学	{商経学部研究紀要 文学部研究紀要	大阪府青少年問題研究会	青少年問題研究
淑 徳 短 大	学 報	全国社会福祉協議会	生活と福祉
四国学院短大	論 集	日本赤十字社	医療社会事業
東 京 大 学	{社会科学紀要 社会科学研究	愛知県医療 社会事業家協会	医療社会事業
		全国鉄身障害者協会	リハビリテーション
		東京都養育院	東京都養育院月報
		日本肢体不自由児協会	はげみ